

(1) 納入金一覧

種 別	年 額 (円)	前 期		後 期		納入方法等
		金 額 (円)	納 期	金 額 (円)	納 期	
授 業 料	234,600	117,300	4月	117,300	10月	口座振替 (4月及び10 月の26日)
寄 宿 料	一人部屋 9,600	月額 800	(4月の口座振替時に年額前払い)			
	複数人室 8,400	月額 700				

種 別	年 額 (円)	納入金額等				備 考	納入方法等	
		金 額 (円)		納 期				
その他の納入金	後援会入会金	10,000	10,000	4月	(入学時のみ)		口座振替 (4月及び10 月の26日)	
	後 援 会 費	17,000	17,000	4月	年 額			
	学 生 会 費	6,000	6,000	4月	年 額			
	入 寮 金	1,000	1,000	入寮のとき	(4月又は入寮のとき)			
	寮 費	男子寮 79,200	月額 7,200	4月		(留学生を除き9月分は不要)		
		女子寮 管理棟 103,400	月額 9,400					
	寮 生 会 費	2,000	2,000	4月	(4月又は入寮のとき)			
給 食 費	食事材料費 1日 685 (朝 162 昼 247 夕 276) 給食に関する諸経費 1ヵ月 6,500 (消費税抜)	1ヵ月分の材料費に諸経費を加えた金額 消費税額を別途徴収します。				口座振替 (毎月26日) 支払先:給食 委託業者		

※在学中に授業料改定が行われた場合には、改定時から新授業料が適用されます。

※今後学生寮の改修が行われ、一人部屋が設置される予定です。一人部屋に入寮する場合は、入寮する月から寄宿料は月額800円になります。

(2) 授業料免除制度〔4年生以上〕

授業料の免除は、年度を前期（4月～9月）及び後期（10月～翌年3月）に分け、授業料の納付が困難であり、かつ学業成績が優秀であると認められる者に対し、本人の申請に基づき、選考のうえ授業料の全額又は半額を免除する制度です。詳細については、学生課学生係に相談してください。

1. 免除対象者

授業料は、前期分は4月に、後期分は10月に納付しなければなりません。

ただし、次の各号の一に該当する者は、授業料の免除を受けることができます。

- (1) 経済的理由により、授業料の納付が困難であり、かつ学業優秀と認められる者
- (2) 授業料の納付期限前6ヶ月以内（新入生に対する入学した日の属する期分の免除に係る場合については、入学前1年以内）において、学資負担者が死亡し又は本人若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、授業料の納付が著しく困難であると認められる場合

※第1～第3学年については、「高等学校等就学支援金」制度により、経済的負担が軽減されるため、原則的に授業料免除の対象になりませんが、「高等学校等就学支援金」制度により授業料の全額が支援されない者で、家計急変があり、所定の基準を満たす場合には、授業料の残額相当額を免除することがあります。

2. 免除の申請手続

免除の申請を希望する学生に対し、説明会（学級担任、掲示、及びホームページにより通知）を実施します。（前期分については1月、後期分については7月に開催を予定しています。）

申請者は、説明会時に配付する所定の書類に必要事項を記入し、関係書類を添えて「提出期限」に示された期間内に学生係に提出してください。

3. 免除の許可・不許可の決定

免除の許可・不許可は、選考のうえ決定し、その結果を本人及び保証人に通知します。

免除を申請した者は、許可・不許可が決定するまで、授業料の徴収が猶予されます。選考の結果、不許可の者は全額を、半額免除となった者はその残額を、指定する期限内に納付して下さい。納付を怠った場合は除籍となりますので、注意してください。

(4) 独立行政法人国立高等専門学校機構における 授業料等の免除及び徴収猶予の取扱いに関する規則（抜粋）

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、独立行政法人国立高等専門学校機構における授業料その他の費用に関する規則（機構規則第35号）第12条第2項の規定に基づき、独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「機構」という。）が設置する高等専門学校（以下「学校」という。）における授業料、入学料及び寄宿料の免除並びに授業料及び入学料の徴収猶予（以下「授業料免除等」という。）の取扱いについて定める。

(適用範囲)

第2条 機構における授業料免除等は、他に特別の定めがある場合を除くほか、この規則の定めるところによる。

2 授業料免除等は、学校の学科及び専攻科の学生（聴講生、研究生又は科目等履修生を除く。）（以下「学生」という。）並びに学科又は専攻科に入学する者（聴講生、研究生又は科目等履修生として入学する者を除く。）（以下「入学者」という。）を対象とする。

(未決定期間内の徴収の猶予)

第3条 授業料免除等の申請に伴う許可、不許可が決定されるまでの間は、その申請に係る授業料、入学料又は寄宿料の徴収を猶予する。

第2章 授業料の免除

(経済的理由による場合)

第4条 経済的理由によって授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者については、学生の申請に基づき、学校の選考機関（以下「選考機関」という。）の議を経て、各学校の校長（以下「校長」という。）は、授業料の免除を許可することができる。

2 前項の授業料免除は、年度を前期及び後期の2期に分けた区分によるものとし、当該期分ごとに許可する。

3 第1項の規定により授業料免除の許可を受けようとする者は、校長が定める各期のそれぞれの期限の日までに、次の各号に掲げる必要書類を校長に提出しなければならない。

一 授業料免除申請書

二 経済的理由による納付困難な事情を認定するに足りる、当該学生の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）及び学生を含む世帯の所得証明書等（以下「所得証明書等」という。）

三 その他校長が必要と認める書類

- 4 前項の規定にかかわらず、前期において授業料の免除を申請する者が、後期においても免除申請を予定している場合は、前期の申請に併せて後期の免除申請を行うことができる。
- 5 免除の額は、原則として各期分の授業料の全額又は半額とする。

(休学又は退学の場合)

第5条 学生が休学を許可され、次の各号の一に該当する場合は、月割計算により休学当月の翌月から復学当月の前月までの授業料を免除することとする。ただし、休学の日が月の初日である場合にあつては、休学当月から免除することとする。

- 一 休学許可日が、授業料の納付期限以前である場合
- 二 授業料の徴収猶予が認められている場合又は月割分納の許可を受けている場合
- 2 授業料の徴収猶予が認められている学生に対し、猶予期間満了前に退学することをその願い出により許可する場合は、月割計算により退学の翌月以降に当該学生が納付すべき授業料の全額を免除することができる。

(死亡、行方不明又は未納による除籍の場合)

第6条 死亡、行方不明又は授業料若しくは入学料の未納を理由として学籍を除いた場合は、校長は当該学生に係る未納の授業料の全額を免除することができる。

(災害等の場合)

第7条 次の各号の一に該当する特別な事情により授業料の納付が著しく困難であると認められる場合には、選考機関の議を経て、校長は、当該事由の発生した日の属する期の翌期に納付すべき授業料の免除を許可することができる。ただし、当該事由発生の時節が当該期の授業料の納付期限以前であり、かつ、当該期分の授業料を納付していない場合においては、翌期分の授業料免除に代えて当該期分の授業料を免除することができる。

- 一 授業料の各期の納付期限前6月以内（新入学生に対する入学した日の属する期分の免除に係る場合は、入学前1年以内）において、学資負担者が死亡した場合又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合
- 二 前号に準ずる場合であつて、校長が相当と認める事由がある場合
- 2 前項の規定により授業料免除の許可を受けようとする者は、校長が定める各期のそれぞれの期限までに、次の各号の必要書類を、校長に提出しなければならない。
 - 一 授業料免除申請書
 - 二 所得証明書等
 - 三 学資負担者が死亡した場合は、戸籍謄本又は死亡を証明する書類（以下「死亡証明書」という。）
 - 四 災害による場合は、市町村等が発行する罹災証明書（以下「罹災証明書」という。）
 - 五 その他校長が必要と認める書類
- 3 免除の額は、原則として各期分の授業料の全額又は半額とする。

(その他特別な事由の場合)

第8条 独立行政法人国立高等専門学校機構理事長（以下「理事長」という。）は、第4条から第7条までに規定する以外に授業料を免除することが相当と認められる事由がある場合には、授業料を免除することができる。

第3章 入学料の免除（略）

第4章 寄宿料の免除

(死亡、行方不明又は未納による除籍の場合)

第11条 死亡、行方不明又は授業料若しくは入学料の未納を理由として学籍を除いた場合は、校長は当該学生に係る未納の寄宿料の全額を免除することができる。

(災害等の場合)

第12条 学資負担者が死亡した場合又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、寄宿料の納付が著しく困難であると認められる場合には、選考機関の議を経て、校長は、当該事由の発生した日の属する月の翌月から6月間の範囲内において必要と認める期間に納付すべき当該学生に係る寄宿料の全額の免除を許可することができる。ただし、必要と認める期間が翌年度にわたる場合の免除の許可は、年度ごとに分けて行うものとする。

2 前項の規定により免除の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる必要書類を、その都度校長に提出しなければならない。

一 寄宿料免除申請書

二 所得証明書等

三 学資負担者が死亡した場合は、死亡証明書

四 災害による場合は、罹災証明書

五 その他校長が必要と認める書類

第5章 授業料及び入学料の徴収猶予

(授業料の徴収猶予)

第13条 学生が次の各号の一に該当する場合には、学生（当該学生が行方不明の場合は当該学生に代わる者）の申請に基づき、選考機関の議を経て、校長は、授業料の徴収の猶予を許可することができる。

一 経済的理由によって納付期限までに納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合

二 行方不明の場合

三 学資負担者が死亡した場合又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けたことにより、納付が困難と認められる場合

四 その他やむを得ない事情があると認められる場合

2 前項の授業料の徴収猶予は、年度を前期及び後期の2期に分けた区分によるものとし、当該期分ごとに許可する。

3 前項における猶予の期間は当該期の末日を超えないこととする。ただし、前期にあって徴収猶予を認められた者のうち、特に必要があると校長が認める場合は、後期の

末日まで猶予を許可することができる。

4 第1項の規定により徴収猶予の許可を受けようとする者は、校長が定める各期のそれぞれの期限の日までに、次の各号に掲げる必要書類を校長に提出しなければならない。

- 一 授業料徴収猶予申請書
- 二 所得証明書等
- 三 学資負担者が死亡した場合は、死亡証明書
- 四 災害による場合は、罹災証明書
- 五 その他校長が必要と認める書類

(授業料の月割分納)

第14条 学資負担者が死亡した場合又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けるなど、授業料の納付が困難となるような特別の事情があると認められる場合は、選考機関の議を経て、校長は授業料の月割分納を許可することができる。この場合の月割分納の額は、授業料年額の1/2分の1に相当する額とし、その納付期限は毎月末日とする。

2 前項の月割分納の取扱いは、年度を前期及び後期の2期に分けた区分によるものとし、当該期分ごとに許可する。

3 第1項の規定により月割分納の許可を受けようとする者は、校長が定める各期のそれぞれの期限の日までに、次の各号に掲げる必要書類を校長に提出しなければならない。

- 一 授業料月割分納申請書
- 二 所得証明書等
- 三 学資負担者が死亡した場合は、死亡証明書
- 四 災害による場合は、罹災証明書
- 五 その他校長が必要と認める書類

(入学料の徴収猶予) (略)

第6章 補則

(免除実施可能額)

第16条 各学校における第4条及び第7条に定める授業料の免除実施可能額は、毎年度理事長が定める。

2 前項の額を超えて授業料の免除を行う必要が生じたときは、校長が理事長に承認の申請を行うものとする。

3 理事長は、前項の規定に基づき申請があった場合は、当該申請に係る学生の置かれた経済状況等に基づき予算の範囲内で当該申請の承認又は不承認を決定するものとする。

(許可の取消)

第17条 授業料免除等を許可された者が次の各号の一に該当する場合は、選考機関の議を経て、校長はその許可を取り消すものとする。

一 免除又は徴収猶予の理由が消滅したことが判明した場合

二 免除又は徴収猶予の申請に虚偽があった場合

2 前項の規定により許可を取り消された者は、免除された授業料、入学料若しくは寄宿料の全額又は徴収を猶予された授業料若しくは入学料の全額を、直ちに納付しなければならない。

(不許可者等の納付)

第18条 授業料の免除が不許可とされた者又は半額免除の許可をされた者は、学校が指定する日までに納付すべき授業料を納付しなければならない。

2 入学料の免除が不許可とされた者又は半額免除の許可をされた者は、免除の不許可又は半額免除の許可を告知した日から起算して14日以内に、納付すべき入学料を納付しなければならない。

3 寄宿料の免除又は授業料及び入学料の徴収猶予が不許可とされた者は、学校が指定する日までに納付すべき寄宿料、授業料又は入学料を納付しなければならない。

(雑則)

第19条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。